

若桜町監査告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成29年2月27日

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成29年2月24日（金）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 議会事務局の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
また、全課の工事等の進捗状況の確認を行った。
 - 議長交際費について
 - 会議録の作成及び確認方法について
- 4 監査の着眼点 (1) 交際費基準の運用は適切に行われているか。
(2) 会議録の作成及び確認方法は、合理的なものとなっているか。
(3) 工事等は遅滞なく計画的に進められているか。
- 5 監査の結果 (1) 議会事務局の所管事務については、指摘事項は特になし。
(2) 前年度からの繰越事業において、未着手の工事が見受けられる。事業の進捗管理を徹底されたい。

以上